

船舶事故等調査報告書

平成21年6月25日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009仙第42号	
事故等名	貨物船第十一にちあす丸漁船弥生丸衝突	
発生年月日時刻	平成21年3月17日12時37分ごろ	
発生場所	新潟県新潟港西区西突堤灯台から真方位190° 500m付近 (概位 北緯37° 57.3′ 東経139° 04.1′)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年4月6日仙台・地方事故調査官が第十一にちあす丸船長及び同船舶所有者から口述聴取、4月7日弥生丸船長から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	A 貨物船 第十一にちあす丸 747トン	
船舶番号	135259	
船舶所有者等	有限会社公洋海運	
船種・船名・総トン数	B 漁船 弥生丸 3.8トン	
漁船登録番号	NG3-14577	
船舶所有者等	個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 四級海技士(航海)	
	B 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A なし	
	B なし	
損傷	A 右舷船首に塗料痕(長さ約6m)	
	B 右舷船首が圧損、マストが傾いて船灯類が破損	
事故等の経過	A船は、船長ほか5人が乗り組み、新潟県新潟港西区の信濃川河口付近を北進中、B船は、船長1人が乗り組み、同川河口付近を南進中、平成21年3月17日12時37分ごろ、A船右舷船首とB船右舷船首が衝突した。 当時、天気は曇りで風力4の南西風が吹き、視界は良好で、潮候は上げ潮の初期であった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、右舷前方から接近してくるB船と衝突の危険を感じ、汽笛による警告信号を行って機関を停止し、さらに全速力後進として停船したものと考えられる。 B船は、適切な見張りを行わず、左舷前方から接近し、停船したA船に、衝突直前まで気付かないまま、A船に向かって航行したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が北進中、B船が南進中、B船がA船の存在に気付かず航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	